	昭和シェル石油株式会社	東京都港区台場二丁目三番二号
	太陽石油株式会社	東京都千代田区内幸町二丁目二番三号
第六地域（滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県）	出光興産株式会社	東京都千代田区丸の内三丁目一番一号
	コスモ石油株式会社	東京都港区芝浦一丁目一番一号
	ＪＸＴＧエネルギー株式会社	東京都千代田区大手町一丁目一番二号
	昭和シェル石油株式会社	東京都港区台場二丁目三番二号
	太陽石油株式会社	東京都千代田区内幸町二丁目二番三号
第七地域（鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県）	出光興産株式会社	東京都千代田区丸の内三丁目一番一号
	コスモ石油株式会社	東京都港区芝浦一丁目一番一号
	ＪＸＴＧエネルギー株式会社	東京都千代田区大手町一丁目一番二号
	昭和シェル石油株式会社	東京都港区台場二丁目三番二号
	西部石油株式会社	東京都千代田区神田美土代町七番地
	太陽石油株式会社	東京都千代田区内幸町二丁目二番三号
第八地域（徳島県、香川県、愛媛県、高知県）	出光興産株式会社	東京都千代田区丸の内三丁目一番一号
	コスモ石油株式会社	東京都港区芝浦一丁目一番一号
	ＪＸＴＧエネルギー株式会社	東京都千代田区大手町一丁目一番二号
	昭和シェル石油株式会社	東京都港区台場二丁目三番二号
	太陽石油株式会社	東京都千代田区内幸町二丁目二番三号
第九地域（福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県）	出光興産株式会社	東京都千代田区丸の内三丁目一番一号
	コスモ石油株式会社	東京都港区芝浦一丁目一番一号
	ＪＸＴＧエネルギー株式会社	東京都千代田区大手町一丁目一番二号
	昭和シェル石油株式会社	東京都港区台場二丁目三番二号
	太陽石油株式会社	東京都千代田区内幸町二丁目二番三号
第十地域（沖縄県）	出光興産株式会社	東京都千代田区丸の内三丁目一番一号
	ＪＸＴＧエネルギー株式会社	東京都千代田区大手町一丁目一番二号
	太陽石油株式会社	東京都千代田区内幸町二丁目二番三号

○国土交通省告示第百四十九号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成三十年二月十三日

国土交通大臣　石井　啓一

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

下杉ノ内沢

二　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から二十号までを順次結んだ線及び標柱一号と二十号を結んだ線に囲まれた土地の区域

栃木県大田原市須佐木字笠木　二〇五三番一、二〇五二番、二〇五五番、二〇五四番一

○国土交通省告示第百五十号

宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第百七十六号）第十七条の八の規定に基づき、同法第十六条第三項に規定する登録講習機関である株式会社プライシングジャパンから住所及び講習業務を行う事務所の所在地を変更する届出があったので、同法第十七条の十八第二号の規定に基づき次のとおり公示する。

平成三十年二月十三日

国土交通大臣　石井　啓一

一　住所及び講習業務を行う事務所の所在地の変更

変更前	埼玉県三郷市上口一丁目145番地
変更後	埼玉県八潮市大瀬一丁目1番地1マインルーブ1017号

二　変更の年月日　平成三十年一月一日

○国土交通省告示第百五十一号

宅地建物取引業法施行規則（昭和三十二年建設省令第百十二号）第十三条の二十二の規定に基づき、同規則第十三条の十六第一号に規定する登録実務講習実施機関である株式会社プライシングジャパンから住所及び講習事務を行う事務所の所在地を変更する届出があったので、同規則第十三条の三十二第二号の規定に基づき次のとおり公示する。

平成三十年二月十三日

国土交通大臣　石井　啓一

一　住所及び講習事務を行う事務所の所在地の変更

変更前	埼玉県三郷市上口一丁目145番地
変更後	埼玉県八潮市大瀬一丁目1番地1マインルーブ1017号

二　変更の年月日　平成三十年一月一日

○国土交通省告示第百五十二号

マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成十二年法律第百四十九号）第六十一条の二において準用する同法第四十一条の七の規定に基づき、同法第六十条第二項に規定する登録講習機関である株式会社プライシングジャパンから住所及び講習事務を行う事務所の所在地を変更する届出があったので、同法第六十一条の二において準用する同法第四十一条の十八第二号の規定に基づき次のとおり公示する。

平成三十年二月十三日

国土交通大臣　石井　啓一

一　住所及び講習事務を行う事務所の所在地の変更

変更前	埼玉県三郷市上口一丁目145番地
変更後	埼玉県八潮市大瀬一丁目1番地1マインルーブ1017号

二　変更の年月日　平成三十年一月一日

○国土交通省告示第百五十三号

マンションの管理の適正化の推進に関する法律施行規則（平成十三年国土交通省令第百十号）第六十九条の七の規定に基づき、同規則第六十九条の四第二項第二号に規定する登録実務講習実施機関である株式会社プライシングジャパンから住所及び登録実務講習事務を行う事務所の所在地を変更する届出があったので、同規則第六十九条の十七第二号の規定に基づき次のとおり公示する。

平成三十年二月十三日

国土交通大臣　石井　啓一

一　住所及び登録実務講習事務を行う事務所の所在地の変更

変更前	埼玉県三郷市上口一丁目145番地
変更後	埼玉県八潮市大瀬一丁目1番地1マインルーブ1017号

二　変更の年月日　平成三十年一月一日